

基本計画策定の考え方について

(第7回世田谷区基本計画審議会資料)

基本計画策定の考え方

【概要】

「世田谷区未来つながるプラン」で示した「次期基本計画に向けて」の内容をもとに、先般行った次期基本計画の検討に向けた有識者との懇談会での議論、この間の社会状況の変化、将来人口推計結果などを踏まえ、「基本計画策定の考え方」を取りまとめた。

【次期基本計画の体系】

基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、取組みの評価等も一体的に行っていくことで、区民にわかりやすい計画とするとともに、区の最上位計画である基本計画に基づく計画行政を着実に実行していくため、基本計画と実施計画を一体化する。

また、現在の10年（4年-4年-2年）の計画期間を、10年後を見据えた8年（4年-4年）の計画とし、基本計画についても、中間年での見直しを図ることで、機動的・実践的な計画とするとともに、社会状況の変化などを一層反映できる計画とする。

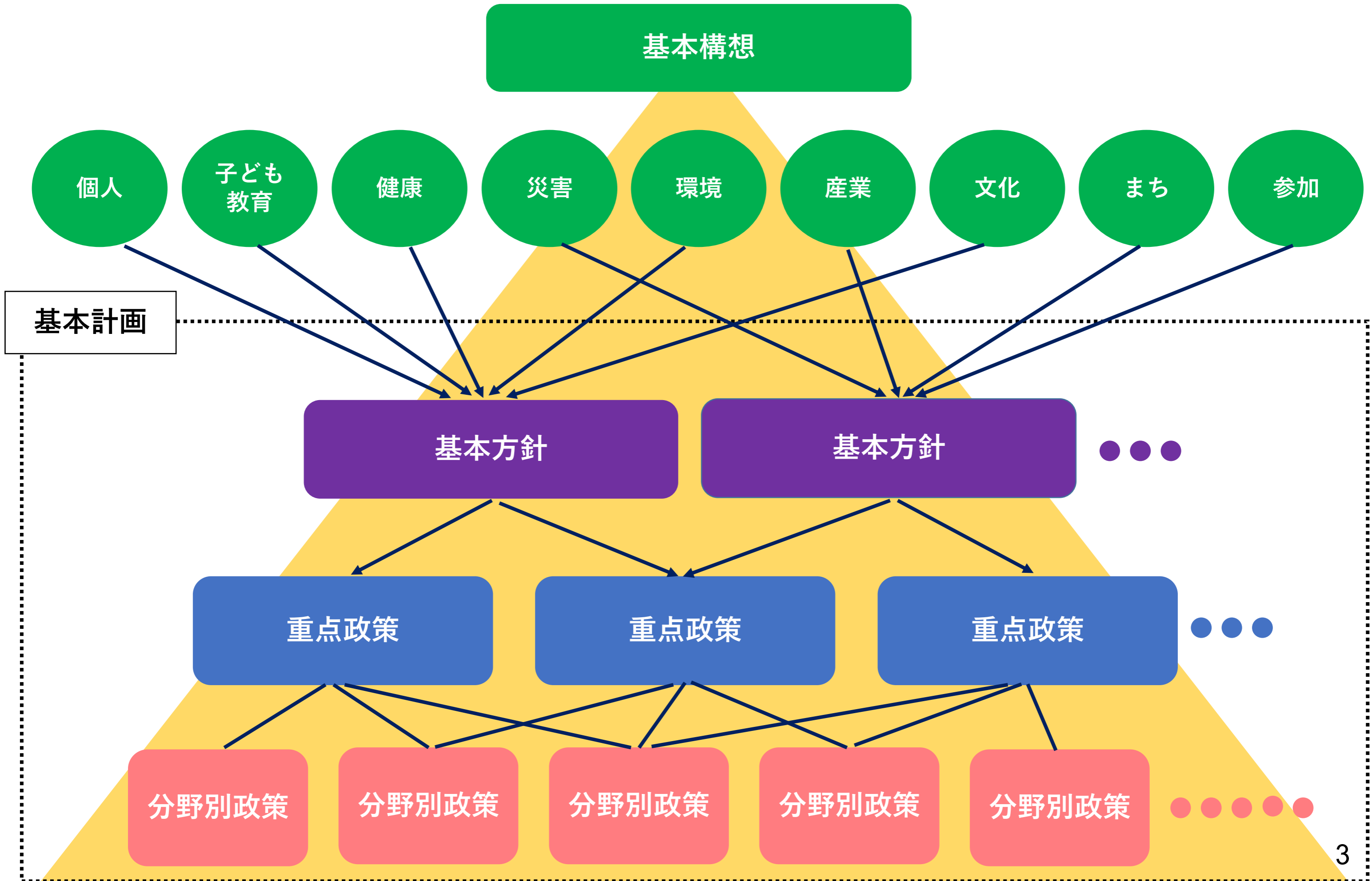


基本計画策定の考え方

【基本構想「九つのビジョン」】

- 【個人】個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする
- 【子ども教育】子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する
- 【健康】健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする
- 【災害】災害に強く、復元力を持つまちをつくる
- 【環境】環境に配慮したまちをつくる
- 【産業】地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする
- 【文化】文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する
- 【まち】より住みやすく歩いて楽しいまちにする
- 【参加】ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

< 基本構想と基本計画の関係性（イメージ） >



基本計画策定の考え方

【次期基本計画検討にあたっての考え方】

- A** 区制100周年までの今後10年を見据え、これまで進めてきた参加と協働による取組みを一層推進するとともに、新たな地域行政制度のもとで、デジタル技術の活用による多様な参加と協働をデザインし、デジタル・デモクラシーの深化を目指します。
- B** 情報公開と情報提供の充実をさらに進めることで、説明責任を果たし、より多様な区民参加を促し議論を深めていきます。
- C** 課題に応じた機動的な対応が可能なアジャイル型組織への転換を目指し、さらなるマッチングを推進していきます。
- D** 区民や地域の課題が複雑化し、政策分野のひとつひとつの施策の細分化が進む中で、マッチングを進めて「参加と協働」を実現するには、「つなぐ人」（コーディネーター）も重要となるため、コミュニティソーシャルワーカーなどを中心に、「つなぐ」機能を強化していきます。
- E** 民間、大学や他自治体など、多様なステークホルダーとともに、複雑化する課題への対応や新たな価値創造などを図るため、「協働」や「連携」を土台に、新たな世田谷を創造し、さらなる発展を目指します。
- F** 次期基本計画の検討にあたっては、これまでのような現状と課題から改善策を積み上げていく考え方（フォアキャスト）だけでなく、あるべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する視点（バックキャスト）も踏まえ、検討を進めていきます。
- G** EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、より効果的かつ実効性の高い政策の立案を目指します。また、計画検討に際し、特に若手職員の積極的な参加を促し、全庁的なマネジメント力の強化、底上げにつなげます。
- H** SDGsなどの分野横断的な取組みや、全庁的な視点からの議論が必要な取組みについて、検討を進めていきます。
- I** 子どもや若者も区政と一緒に推進していく主体として位置づけ、積極的に意見を聞き計画に反映していきます。

基本計画策定の考え方

【政策や施策検討にあたっての主な視点】

① コロナ禍からの復興・物価高騰等から区民生活と区内経済を守る

② 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会

③ 地域コミュニティ

④ 子ども・若者支援と教育の充実

⑤ 持続可能な循環型社会

⑥ 新たな自治体経営

基本計画策定の考え方

① コロナ禍からの復興・物価高騰等から区民生活と区内経済を守る

1-0

新型コロナウイルス感染症は、2年以上にわたり世界各国で猛威をふるい続けており、未だ収束の兆しが見えない状況です。新型コロナウイルス感染症対策には、国や民族、人種の違いを超えて共通点が多くあります。区での健康危機管理に、最新の研究や治療方法など様々な知見を共有する必要がありました。そのために専門家にアドバイザーとなっただき、感染症の専門家や、世田谷区医師会・玉川医師会等に参加をいただいた情報共有の仕組みをつくりました。今後、気候危機やグリーンリカバリー等、区の重要な政策において広い視野と最新の知見を有する専門家や研究機関、大学等との連携・協働を深めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症による区民生活や地域経済への影響が依然として続いている中で、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、原油や穀物等の国際価格は変動を伴いつつ高い水準で推移しており、急激な円安の進行も拍車をかけ、物価・エネルギー価格の高騰は区民生活に深刻な影響を及ぼしています。これまで、区として子育て世帯生活支援特別給付金の支給や小中学校給食食材費上昇への対応などを行ってきましたが、今後も、より一層区民生活が厳しくなることが見込まれるなか、さらなる対応が必要となります。

1-1 感染症対策をはじめ、災害時の対応など、緊急時対応をより強力な体制で推進できるよう、コロナ禍の経験を踏まえた見直しを行っていきます。

1-2 コロナ禍により、生命や健康のみならず、地域経済や地域活動、子どもの活動など、様々な影響を及ぼしました。ワクチン接種によっても完全な収束が見通せないなか、状況を見定めながら、様々な支援策を講じていきます。また、グリーンリカバリーの概念を取り入れるなど、経済・社会・環境・まちづくりなど、あらゆる分野の区の施策について、コロナ禍からの復興・発展から持続可能な社会を築くため、全庁が力を合わせた取組みを進めていきます。

1-3 区の各施設について、例えば保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」では、コロナ禍の経験を総合的な拠点としての機能の検討に反映させていくなど、施設運営のあり方について見直しを行っていきます。

1-4 区民生活や特に影響を受ける事業者等の状況や実態を十分に把握し、国や都の動向も踏まえながら、必要な対応や支援策について検討を行い、区民の暮らしと区内経済を守る取組みを進めていきます。

基本計画策定の考え方

②誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会

2-0

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」（令和2年）では、条例制定に向けて認知症当事者の参画をいただき、施行後の取組みにも加わっていただいています。地域包括ケアの地区展開を基盤に、高齢者が尊厳をもって、地域で暮らすことの出来る基盤を強化し、高齢者の「居場所」「活動拠点」を整えます。

内閣官房より認定を受けた「先導的共生社会ホストタウン」として、障害のある人もない人も共に支えあう共生社会を目指すとともに、障害理解の促進や差別解消等に関する条例のあり方の検討では、障害当事者を始め、障害者団体や事業者、専門家など、幅広く参画・協力をいただき、進めていきます。また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づいて、人権を尊重し差別を生じさせない都市を目指します。

ひきこもりやヤングケアラー、8050問題など分野の狭間に陥りやすい課題に対しても、しっかりと対応していく必要があります。

2-1 区では、令和2年10月に「気候非常事態宣言」を発出しました。気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害への対応として、デジタル技術のさらなる活用、グリーンインフラの活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちを目指すとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する取組みを進め、脱炭素社会の実現に向け、区・事業者・区民で力を合わせて行動します。

2-2 超高齢社会と呼ばれるなか、高齢者福祉の質を保ちながら、持続可能な地域福祉をつくり出していくために、住民参加の相互扶助サービスや重層的支援体制整備事業を活用した地域循環型の福祉基盤を広げることが課題です。

2-3 東京2020大会を契機とした、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みをはじめ、スポーツや文化、教育などの様々な分野における取組みをレガシーとして引き継ぎ、「共生のまち世田谷」の実現を目指します。

2-4 コロナ禍により格差が広がるなか、誰一人取り残されることなく、相互に尊重しあいながら安心して住み続けられる共生社会の構築に向け、ジェンダーフリーをはじめ、あらゆる施策において、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（インクルージョン）の理念を取り入れながら進めていきます。

基本計画策定の考え方

③地域コミュニティ

3-0

区は、平成3年（1991年）に、“打てば響くまちづくり”を目指す独自の地域行政制度を導入しました。大都市としての一体性を保ちながら、区民自治に基づいたきめ細かな行政運営を行うために、区内5地域に総合支所、生活圏にまちづくりセンター（当時は出張所）を配置しました。

30年間、地域行政制度のもとで地域運営にあたってきましたが、社会環境の変化は著しいものがあります。高齢化社会の進行やひとり暮らしの単身世帯の増加、頻発する自然災害や想定を超えた新たな感染症の拡大など、これまでに経験したことのない困難に、地域コミュニティが直面してきています。また、デジタル技術の急速な発展により、人と人とのつながりが変化し、区民の日常生活に大きな影響を与えています。

特に、28地区で区民生活を包括的に支援する行政拠点であるまちづくりセンターは、これからの区政のフロントであり、デジタル化の進展とあわせて対面の窓口業務の充実も必要となります。災害対策をはじめとして、福祉から子育て支援、孤立化と貧困格差対策等、多岐にわたる地域社会の課題の解決に向けて地域行政制度をリニューアルしていくために、区は「（仮称）地域行政推進条例」の準備を進めています。

区民の生命と財産を守る基礎自治体の役割を明確にして、区民にとって安心と希望の持てる地域社会、区民を中心に創意工夫を凝らし、自主的な活動が重層的に展開される地域社会をつくることで、新たな時代のニーズをとらえていく時期に入ります。過去30年の蓄積を生かし、新たな地域行政制度を踏まえた区政運営の展開を図っていきます。

3-1 区政運営の基盤である地域行政制度の改革について、地区がその要となるよう改革し、区は地域の実態に即した取組みを促進する体制を整備することにより、区民に身近なところで多様な相談や手続きに対応する窓口の実現をはじめとした行政サービスの改革を進めるとともに、参加と協働によるまちづくりを進め、安全・安心で暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

3-2 子どもから高齢者まで、居場所の確保が課題となるなか、まちづくりセンターにおける四者連携の取組みや総合調整機能の強化などにより、公共施設や空き家の有効活用などの手法を用い、あらゆる世代が集える居場所の創出を進めます。

3-3 グリーンインフラ、防災・減災、スポーツを核とする上用賀公園施設整備をはじめ、官民連携手法による公共施設等の整備も視野に、魅力ある誰もが親しめる空間を創出していきます。

3-4 災害対策・防災は、公助だけでは成り立たない時代であり、平時であっても災害時であっても近隣住民が相互に助け合える地域づくりを進めます。

基本計画策定の考え方

④子ども・若者支援と教育の充実

4-0

全国的には人口減少社会に突入しており、区においても近年出生数が減少し、今後、年少人口の減少が見込まれるなか、子どもが生まれ・育つ環境を整えるため、「子ども・子育て応援都市」をバージョンアップし、子育て基盤の充実を図ります。妊娠期からの「世田谷版ネウボラ」の支援ネットワークの連携を強化するとともに、「産後ケア」や「おでかけひろば」「子育てひろば」等の取組みをさらに推進することで、新生児・乳児期からの在宅子育て支援をより一層充実させます。また、医療的ケア児や要配慮児童への教育環境を改善するとともに、区内の児童館ネットワークを拡充し、乳幼児から若者までを支えます。若者支援としては、青少年交流センターを活用して若者との「参加と協働」を進め、子どもから若者まで、ひとつながりの「育ちの土台」をつくります。

教育は、大きな変革期にあります。教育委員会では、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末を小中学校の児童生徒と教員に配備し、校内の通信環境の再整備を全校で行いました。引き続き、個別最適化の可能な教育基盤を充実していきます。各学校現場から教育委員会、区行政組織の総合力を結集し、区内の大学、企業、地域の幅広い社会的資源を学校教育現場に還元する舞台を広げ、学びの現場の底支えをする拠点として、教育総合センターは新たな稼働を始めます。

また、子どもや若者に対する学校教育に加え、地域の多様な社会的資源と連携・協働し、地域の絆をコミュニティの中で育む社会教育も充実する必要があります。学びを通じて地域住民の参加と協働を促進し、地域の教育力の向上を図っていきます。

4-1 子ども・若者の権利を保障するため、子ども・若者を対象とした施策を検討する際は、対象となる子ども・若者が意見を表明する場や機会を検討します。

4-2 地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえ、保育園や児童館が地区における相談支援や見守りのネットワークのもと、地域関係者や活動団体、相談支援機関、子ども家庭支援センター等との多様な連携を進めるとともに、切れ目のない子育て支援の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備します。

4-3 子ども人口の減少に合わせて単に支援や施設を減らすのではなく、これまで整備してきた子どもや若者、子育て家庭を支える施設や財源・人材を、在宅子育て支援や多様な子どもの居場所等の事業、場の確保などに振り向け、施設の機能転換、機能拡充を行い、子ども・子育て施策を充実します。

4-4 若者を取り巻く状況の変化をしっかりと捉え、これまでの若者支援策から次のステージへとつながり、地域・社会を担う主体である若者が参画し活躍できる施策の検討を進めます。

【次ページへ続く】

基本計画策定の考え方

④子ども・若者支援と教育の充実

【前ページからの続き】

- 4-5** G I G Aスクール構想による基盤整備が進むなか、教育総合センターの機能を活かし、E d T e c h 等も活用しながら、個々の教育的ニーズや理解度に応じた学習、S T E A M教育などの教科横断的な学習など、様々な手法を検討し、個別最適な学びを実現していきます。
- 4-6** 地域の多様な社会的資源と連携・協働し、地域の絆をコミュニティの中で育む社会教育の充実に取り組みます。また、区民の主体的な学びを支援し、学んだことを生かす機会や場づくりの充実を図るとともに、地域と学校をつなぐ担い手の育成を通して地域の教育力の向上を図っていきます。

基本計画策定の考え方

⑤ 持続可能な循環型社会

5-0

気候危機は「人類の生存」そのものを脅かしています。これまでの、資源を際限なく消費し、大量に廃棄してしまうようなライフスタイルを転換し、91万自治体（令和4年1月1日時点）として「温室効果ガス削減」の目標値を定めて、その実現のために区民・事業者・区が一体となって取組みを加速させます。気候危機は、自治体だけで解決出来るわけではなく、地球規模の大きな転換が必要となる課題です。区では、地域の取組みを強めると共に、「気候非常事態宣言」を出した自治体として、先進的な都市の取組みに学び、交流し、共有していきます。

5-1 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化の取組みをさらに加速させていくとともに、プラスチック資源循環の検討などを進めます。また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）など、経済システムが変革していくなか、持続可能な循環型社会の実現に向け、積極的に新たな取組みを推進していきます。

5-2 グリーンインフラを推進することで、自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的に活かし、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進め、持続可能で魅力ある地域社会の形成を目指していきます。

5-3 「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」の理念を踏まえ、多様な働き方の実現、社会課題解決に向けた起業・創業支援など、旧池尻中学校跡地活用も含め、持続可能な地域経済の実現を目指していきます。

5-4 次期基本計画の期間において、SDGsの目標年次である2030年を迎えることから、SDGsを意識した施策展開を図っていきます。

⑥ 新たな自治体経営

6-0

D X（デジタル・トランスフォーメーション）の進展により、「申請」「届出」等の窓口での手続きは大きく変わり、区役所と住民の関係が、窓口事務の改革と共に、「住民サービス」に丁寧に向き合うことに、比重を移していきます。D Xとは、単にデジタル技術の導入だけではありません。「仕事の変容（トランスフォーメーション）」により、「参加と協働」の地域づくりにつなげていきます。

6-1 D Xの取組みを加速させ、区民を主体としたサービスデザインを徹底するとともに、本庁舎等整備を契機とした働き方改革などに取組み、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していきます。また、デジタル・デモクラシーにより、参加と協働を発展させていきます。

6-2 P F I や P a r k - P F I をはじめとした官民連携手法による公共施設整備の推進による魅力向上、多世代・多用途での公共施設のさらなる有効活用など、次期基本計画にあわせた総合管理計画の改定も視野に、さらなる検討を進めていきます。

6-3 財政状況の見通しが不透明ななか、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図り、持続可能な行財政運営に取り組みます。